

令和5年度国民健康保険税について

国民健康保険（国保）は、いつ起こるか分からない病気やけがに備えて、加入者の皆様で国民健康保険税（国保税）を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

このたびは、**令和5年度国民健康保険税納税通知書**をお送りします。記載内容、納付書、納期限などをご確認のうえ、納期限内の納付をお願いします。

1 納税通知書の種類について

納付方法により3通りに分かれます。

- ① **普通徴収（納付書での納付）**の方は、納税通知書（紙は**薄いクリーム色**）と納付書（第1～8期で8枚、全期全納用1枚の合計9枚）を同封しております。
- ② **普通徴収（口座振替）**の方は、納期限に**口座から振替え**となりますので、**納付書は同封してありません**。今回お届けの通知書（紙は**白色**）は税額のお知らせとなります。
- ③ **特別徴収（年金天引き）**の方は、**年金からの天引き**となりますので、**納付書は同封してありません**。今回お届けの通知書（紙は**白色**）は、税額のお知らせとなります。
- ◆ 納付方法が、**特別徴収（年金天引き）**から**普通徴収（納付書での納付）**に切り替わる方には、**納付書を同封**しておりますので、ご注意ください。

2 納税通知書の宛名は世帯主です

国保税は、**住民票上の世帯主が納税義務者**となり、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度に加入していても、**世帯主あてに納税通知書を送付**しています。加入者ごとの内訳は、納税通知書の5ページをご覧ください。

3 国保税の税率

令和5年度の国保税の税率は、下表のとおりです。国保税は、**A医療保険分（基礎課税分）、B後期高齢者支援金分、C介護納付金分**の合計です。A、B、Cは、それぞれ**所得割、均等割の合計**です。介護納付金分は、**40歳以上65歳未満**の方にかかります。

茨城県内の国民健康保険の算定方式が統一され、令和4年度から、所得割、均等割による2方式に変更となりました（平等割の廃止）。それに伴い、税率が変わりました。

区 分		A医療保険分	B後期高齢者支援金分	C介護納付金分
所得割	前年中の所得で変動する部分	7.84%	3.44%	2.31%
均等割	1人当たりの定額部分	30,500円	12,600円	15,200円
課税限度額		65万円	22万円	17万円

課税限度額（後期高齢者支援金分）が2万円引き上げとなりました。

◆ **所得割の計算方法** ※所得割は、次の①～④の順番に計算していきます。

① **収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出**します。

営業所得 = 収入 - 必要経費

給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除（※給与所得控除は収入金額で変わります。）

雑所得（公的年金分）= 公的年金収入 - 公的年金控除（※公的年金控除は、年齢と収入金額で変わります。）

② **総所得金額等**（納税通知書P3 ㊦）を算出します。地方税法に規定する総所得金額（営業所得、農業所得、不動産所得、給与所得、配当所得、雑所得、一時所得など）、土地・建物等にかかる分離長期・短期譲渡所得、株式等の譲渡・配当所得などの合計金額です。

※分離長期・短期譲渡所得は、特別控除後の額で計算します。

③ **所得割課税対象額**（納税通知書P3 ㊧）を算出します。

所得割課税対象額 = 総所得金額等（P3 ㊦） - 基礎控除（43万円）

※基礎控除の額は、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

④ **所得割課税対象額**に税率をかけて所得割を算出します。

4 国保税を実際に計算してみましょう

世帯主（68歳）年金収入 200万円
妻（63歳）年金収入 100万円
子（43歳）給与収入 300万円
子の妻（38歳）給与収入 100万円



介護納付金は、**40歳以上65歳未満の妻と子のみ**にかかります。

◆ 所得割の計算

区 分	収 入	必要経費等	①所 得	基礎控除	㊧所得割課税対象額	
世帯主	200万	- 110万	= 90万	- 43万	= 47万	①
妻	100万	- 60万	= 40万	- 40万	= 0	②
子	300万	- 98万	= 202万	- 43万	= 159万	③
子の妻	100万	- 55万	= 45万	- 43万	= 2万	④
所得割課税対象額	A医療保険分、B後期高齢者支援金分				208万	①～④計
	C介護納付金分（40歳以上65歳未満）				159万	②+③

◆ **A医療保険分、B後期高齢者支援金分、C介護納付金分ごとに、①所得割、②均等割**を計算します。①②③④は、納税通知書P3の項目に対応します。

	①所得割 = ㊧所得割課税対象額 × 税率	②均等割 = ㊦加入者数 × 均等割	課税額(100円未満切捨て)
A	208万 × 7.84% = 163,072円	4人 × 30,500 = 122,000	285,000
B	208万 × 3.44% = 71,552円	4人 × 12,600 = 50,400	121,900
C	159万 × 2.31% = 36,729円	2人 × 15,200 = 30,400	67,100
	年 税 額		474,000

◆ **年税額は、A医療保険分、B後期高齢者支援金分、C介護納付金分の合計（474,000円）**です。

※上記は、あくまで計算例で、あなたの税額ではありません。あなたの世帯の計算は、納税通知書P3をご覧ください。

5 国保税の軽減

国保税の軽減制度には、次のようなものがあります。前年中の所得申告が必要です。

●減額制度

①世帯の総所得金額等が、次の基準以下の世帯については、**均等割が減額**されます。世帯主が国保に加入・未加入にかかわらず、世帯主の所得を含めて判定します。

軽減割合	軽減判定基準所得
7割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+(*1 給与所得者等の数-1)×10万円以下
5割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+{29万円×(被保険者数+*2 特定同一世帯所属者数)} +(*1 給与所得者等の数-1)×10万円以下
2割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+{53.5万円×(被保険者数+*2 特定同一世帯所属者数)} +(*1 給与所得者等の数-1)×10万円以下

※1 給与所得者等の数とは、給与所得と公的年金所得のどちらかがある人の合計数です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者となった方で、以後世帯主が変わることなく引き続きその世帯にいる方です。

- 国保に加入していない世帯主の所得も合算のうえ、判定します。
- 青色事業専従者給与及び事業専従者控除は含めず判定します。
- 長期譲渡所得等の特別控除は控除前の額で判定します。
- 65歳以上の公的年金受給者については、公的年金控除後の金額から15万円を控除します。

②0～18歳の方(18歳の方は18歳になって最初の3月31日まで)の均等割が半額となります。

●後期高齢者医療制度に関連した軽減

会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合

A当該被扶養者にかかる所得割(当分の間)	免除
B当該被扶養者にかかる均等割(資格取得日から2年間)※	半額

※令和3年4月以前に国保加入の場合、Bの軽減は、令和5年度分については適用されません。

●非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇、雇止めなどによる離職で失業給付を受ける方で、次の要件のすべてに該当する場合、給与所得を100分の30とみなして、国保税を算定します(軽減期間は、**離職日の翌日から翌年度末まで**)。軽減措置を受けるためには、申請が必要です。**雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知**をお持ちください。

- ①離職時の年齢が65歳未満であること。
- ②雇用保険受給資格者証(第1面)または雇用保険受給資格通知の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

●その他の減免措置

災害など特別な事情により生活が著しく困難になった方で、要件を満たした方に対する減免措置があります。

6 国保税の特別徴収(年金天引き)

65歳以上の国保税の納付方法は、原則として、特別徴収(年金天引き)となります。次の要件①～⑥のすべてに該当する方は、特別徴収の対象となり、年金天引き(年6回)となります。年度途中に該当した方は、10月または翌年4月に切り替えとなります。

- ①世帯主が国保の被保険者であること。
- ②国保加入者が全員65歳～74歳であること。
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収されていること。
- ④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
- ⑤介護保険料と国保税の合算額が、特別徴収の対象となる年金の2分の1を超えないこと。
- ⑥口座振替の申込みをしていないこと。

※特別徴収の方が口座振替を申し込んだ場合は、口座振替の開始時期から普通徴収となります。

7 75歳到達年度は、年金天引きから納付書での納付に変わります

世帯主が年度の途中で75歳になる場合、国保から後期高齢者医療制度に移行するため、国保税は特別徴収(年金天引き)ではなく、普通徴収(納付書での納付)となります。また、75歳到達月分からの後期高齢者医療保険料の納付書が届きますが、国保税は75歳到達月の前月分までを計算しています。納期が重複することはありますが、算定期間の重複はありません。

8 納付方法

- ◆納付書の裏面に記載のある金融機関、コンビニエンスストア等で納付できます。バーコードが印刷されていない(または読み取れない)納付書や、1期別30万円を超える納付書の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。また、納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行および郵便局では納付できません。
- ◆口座振替(自動払込)は、納期限の日に、指定した預貯金口座から自動的に納付されます。納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。
- ◆上記のほか、QRコードを利用して、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付ができます。
- ◆各納付方法の詳細については、別添「ご存知ですか?かんたん・便利な納税方法」をご覧ください。

お問合せ先

課税内容について
…国保年金課国保税係 029-224-1111(内線 2791,2792,2793,2794)
029-232-9526(直通)

納税相談について
…収税課整理第1～4係 029-224-1111(内線 1722,1732,1742,1752)